水素ジイソオクチル、燐酸トリアリル、燐酸トリエチル、燐酸トリス（イソプロピルフェニル）、燐酸トリス（二・二―ジブロモプロピル）又は燐酸トリトリルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　IBP、IPSP、アミドチオエート、亜燐酸トリエチル、亜燐酸トリメチル、ESP、エチル―二・四―ジクロルフェニルチオノベンゼンホスホナート、エトリムホス、塩化ジエチルチオホスホリル、オクチルジフェニルホスフェート、クロルピリホスメチル、シアノホス、ジアルキルジチオ燐酸、ジエチル（一・三―ジチオシクロペンチリデン）―チオホスホルアミド、ジエチルパラジメチルアミノスルホニルチオホスフェート、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェート、ジエチルフェニル―チオホスフェート、二・三―ジー（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサン、ジメチルビンホス、ジメチル―〔二―（一′―メチルベンジルオキシカルボニル）―一―メチルエチレン〕ホスフェート、ジメトン、ジメトン―O、DMCP、テトラエチルピロホスフェート、テミビンホス、トリオクチルホスフェート、トリス（クロロエチル）ホスフェート、トリス（β―クロロプロピル）ホスフェート、トリブトキシエチルホスフェート、トリブチルホスフィン、トリブチルホスフェート、トリメチルホスフェート、ビアラホス、BEBP、ピペロホス、ピラクロホス、ピリダフェンチオン、フェニルホスホラスチオジクロライド、フェノホス、ブタミホス、ブロチオホス、ブロフェノホス、ブロペタンホス、ブロモホスエチル、ホスチアゼート、メスルフェンホス、メチルシクロヘキシル―四―クロルフェニルチオホスフェート又はレプトホスを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる有機燐化合物以外の有機燐化合物を含む物

ニ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（有機燐に係るものに限る。）に適合しない物

(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（有機燐化合物に係るものに限る。）に該当する物

ホ　ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（有機燐化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（有機燐化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十九　有機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　アイオキシニル、アクリロニトリル、アジポニトリル、アセトンシアノヒドリン、二・二′―アゾビス［二―（ヒドロキシメチル）プロピオニトリル］、二・二′―アゾビス（二―メチルブチロニトリル）、二―アミノ―五―（二―クロロ―四―ニトロフェニルアゾ）―四―メチル―三―チオフェン―カルボニトリル、二―イソシアナト―二―メチルプロパン―一・三―ジイル＝ビス（三―クロロプロパノアート）、イソシアン酸クロロヘキシル、イソシアン酸メチル、イソホロンジイソシアナート、エチルシンシアノヒドリン、三―クロロ―四―メチルイソシアナート、シアナジン、シアナミド、二―シアノアクリル酸＝二―メトキシエチル、α―シアノ―三―フェノキシベンジル＝ビス（トリフルオロメチル）メチル＝一―（三・四―イソプロピリデン）ブテン―一・四―ジカルボキシラート、シアン化ブロモベンジル、シアンホス、ジイソイソシアネート（別名トリレンジイソシアネート）、ジクロロフェニルイソシアナート、二・六―ジクロロベンゾニトリル、四―（二・六―ジシアノ―四―ニトロフェニルアゾ）―三―メチル―N・N―ジエチルアニリン、ジフェニルメタン―四・四′―ジイソシアナート、シペルメトリン、三・三′―ジメチル―四・四′―ビフェニレンジイソシアナート、三・三′―ジメチルビフェニル―四・四′―ジイル＝ジイソシアナート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート、トリレンジイソシアナート、一・五―ナフタレンジイル＝ジイソシアナート、ニトロ安息香酸＝〔四―（二・二―ジシアノビニル）―フェニル〕、四―（二―ニトロベンゾニトリル）―二―アセトキシエチルアニリン、三―ニトロベンゾニトリル、フェニルイソシアナート、ブロピオニトリル、プロパトリン、o―フタロジニトリル、ブロモキシニル、三―〔（二―シアノ―四―ニトロフェニル）アゼル―二―イル〕―アニリノ―プロパン酸＝二―オキソプロピル、マロノニトリル、リベン、ゾメタクリロニトリル、ラクトニトリルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　四―［六―（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ］―四―シアノビフェニル、アセトニトリル、アゾジイソブチロニトリル、二・二′―アゾジ（二・四―ジメチルバレロニトリル）、二・二′―アゾジ（二・四―ジメチルバレロニトリル）、一・一′―アゾジ（ヘキサヒドロベンゾニトリル）、四・四―アゾビス（四―シアノ吉草酸）、イソシアン酸イソブチル、イソシアン酸エチル、イソシアン酸ブチル、イソシアン酸ブロピル、イソシアン酸ブロピル、イソチオシアン酸メチル、イソブチロニトリル、〔（エチルアミノ）―四―エチル―二―シアノ―N―メチル―二―〔（二―シアノ―一・二―チアゾール―五―カルボキサミド、二―（二・四・六―トリオキソテトラヒドロピリミジン―五（二H）―イリデン）―一H―イソインドール―一・三（二H）―ジヒドロ―一―イリデン〕アセトアミド、N―（四―イソプロピル―二―メチルシクロヘキサンカルボキサミド、シアノ酢酸エチル、CYP、三・四―ジクロロ―二′―シアノ―一・二―チアゾール―五―カルボキサミド、シハロトリン、シフェノトリン、シフルトリン、二・三―ジブロムプロピオニトリル、二―ジメチル―アミノアセトニトリル、TCH、テレフタロニトリル、トラロメトリン、二・二・二―トリフルオロエチル＝（一S）―シアノ―二―メチルプロピル］―カルバマート、トリルオロエチル―フェニル―イソシアナート、三―（N―ニトロソメチルアミノ）プロピオニトリル、フェンバレレート、ブチロニトリル、フルバリネート、三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―N―［四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）―フェニル］―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド、ヘキサメチレンジイソシアナート、四′―メチル―二―シアノビフェニル、メトキシメチルイソシアナート又はモノクロロ酢酸―二―シアノエチルアミドを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる有機シアン化合物以外の有機シアン化合物を含む物

二十　フェノール又はフェノール化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　二―アミノアントラキノン、四―（四―アミノ―三―クロロフェノキシ）―七―メトキシキノリン―六―カルボキサミド、七―アミノ―四―ヒドロキシ―二―ナフタレンスルホン酸、六―（四―アミノフェノキシ）ビフェニル―三―アミン、アルキルサリチル酸カルシウム（炭素数が十三以上のものに限る。）、アルキルサリチル酸マグネシウム（炭素数が十一以上のものに限る。）、安息香酸ナトリウム、o―エチルフェノール、（±）―一′―（エチレン）ビス（一・二・三・三a・七a―η―一H―インデン）―（エチレン）ビス（一・二・三・三a・七a―η―一H―インデニル）―一・一′―ジフェノキシジルコニウム（Ⅳ）、（±）―一・一′―（エチレン）ビス（一・二・三・三a・七a―η―一H―インデン）―ジフェノキシジルコニウム（Ⅳ）、オクチル＝三―［五―tert―ブチル―三―（二・H―ベンゾトリアゾール―二′―イル）―四―ヒドロキシフェニル］プロピオナート、カルボリックオイル、キシレノール、八―キノリノール、クレゾール、クロロフェノール、コールタール、サリチル酸イソアミル、サリチル酸メ